

【文書名】

○再被害防止のための刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示及び指定期間について

(令和4年3月30日付け香刑企第74号)

【概要】

「再被害防止要綱の制定について」により、別に定めることとされている刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示等を定めたものである。

主な内容は、刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示等である。